

令和7年度千歳市こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)実施事業者 募集要領

1. 募集目的

令和8年度から新たな給付制度として創設(令和7年度に限り地域子ども・子育て支援事業に位置付け)される「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」の提供体制を整備するため、令和7年度から本事業を実施する事業者を募集する。

2. 事業開始日

令和7年8月以降(千歳市の認可を受け、準備が整い次第順次開始)

3. 募集対象施設

認定こども園、認可保育所、幼稚園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、認可外保育施設(指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受けている施設に限る。)、企業主導型保育施設、地域子育て支援拠点事業所、児童発達支援センター、児童館等

※ 対象施設は上記に限定せず、設備運営基準を満たし、適切に事業実施が可能であると判断できる施設であれば応募を認める。

※ 千歳市内で上記施設を運営している事業者を優先して選定するが、それでもなお定員の不足が見込まれる場合は、千歳市外で保育事業等の運営実績を有する事業者の公募を認め、審査の上選定する。

4. 応募要件

以下の要件を全て満たすこと。

なお、本公募は、児童福祉法(以下「法」という。)第34条の15第2項の規定に基づく市町村の認可事業として実施する者を選定するものであるが、本公募において選定された事業者に対する認可は、法及び「千歳市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に定める基準の適合可否を別に審査した上で行うことに留意すること。

- (1) 千歳市の教育・保育行政をよく理解し、千歳市こども誰でも通園制度を遂行できる十分な資力・能力を有すること。
- (2) 令和8年4月1日以降も長期的に事業を継続実施できること。
- (3) 応募時点において、「3. 募集対象施設」で掲げている施設を運営していること(認可外保育施設については、指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を北海道から受けていること。)
- (4) 北海道又は施設所在市町村が実施した直近の監査・実地指導等において、重大な指摘を受けていない、又は過去に文書指導事項等があるが、改善措置がなされていると指導権者から認められていること。

5. 事業内容

※ 国における令和7年度の制度概要に基づくものであり、給付制度として本格実施となる令和8年度以降の事業内容については、変更の可能性があることに留意すること。

(1) 利用対象となるこども

- ① 利用開始日時点において千歳市に居住する、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育事業所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満の全てのこどもとする（満3歳の誕生日を迎える前々日まで対象）。
- ② 認可外保育施設に通っているこどもは利用の対象とするが、企業主導型保育事業所に通っているこどもは利用の対象外とする。
- ③ 利用者が市外に転出した場合は利用の対象外とする。

(2) こども1人の利用可能時間

こども1人につき月10時間まで

※ 前月に未利用分の時間があっても、翌月への繰越は認めない。

※ 令和8年度以降の利用可能時間は「10時間以上であって～内閣府令で定める時間」とされており、変更となる可能性がある。

(3) こどもの利用方法

- ① 定期利用を基本とするが、保護者が希望する場合は柔軟利用を妨げない（併用は可）。

利用類型	利用方法
定期利用	利用する施設、月、曜日を固定し、定期的に利用する方法
柔軟利用	利用する施設、月、曜日を固定せずに、柔軟に利用する方法

※ 令和7年度は、こども1人が利用できる施設を1施設とし、施設変更を保護者が希望する場合は、あらためて千歳市に対して保護者が利用登録の申請を行い、当該申請があった翌月から変更可能とする（令和8年度以降は複数利用を認める予定）。

- ② 慣れるまで時間がかかるこどもや保護者の希望がある場合、事業者の判断において親子で利用する「親子通園」の実施も可能とする。ただし、制度の趣旨を踏まえ、長期間とならないよう留意するほか、親子通園を利用の条件としないこと。

(4) 実施方法

次のいずれかの方法によることとし、実施施設において設定する。ただし、企業主導型保育事業所については、令和7年度は一般型でのみ実施可能とする（令和8年度以降の取扱いは、国の通知等に基づき判断する。）。

実施類型	実施方法
一般型（在園児合同型）	・ 通常保育の利用定員とは別に定員設定を行う方法 ・ 専用居室を設けず在園児と合同で実施
一般型（専用室独立実施型）	・ 通常保育の利用定員とは別に定員設定を行う方法 ・ 在園児とは別の専用居室を設けて実施
余裕活用型	・ 通常保育の利用定員の範囲内で受け入れる方法 ・ 在園児と合同で実施

(5) 定員設定（1回の利用可能枠で同時に預かることができる最大人数）

実施類型	実施方法
一般型	・ <u>1名以上</u>とすること。
余裕活用型	・ <u>通常保育の利用定員数から在園児数を引いた人数の範囲内</u>での定員とすること。 ・ 通常保育の定員が埋まることで本制度の利用が出来ない状態が極力生じないよう、<u>年度途中の通常保育の入所児童数の見込みを踏まえた定員を設定すること。</u>

※ 定員については歳児別で設定すること（0歳児：○人、1歳児：○人、2歳児：○人）

(6) 開所日

月曜日から土曜日までのうち、週に3日以上とする（曜日は問わない）。

(7) 提供時間（利用可能枠）

① こども1人につき連続した2時間以上となるよう1回の利用可能枠を設定する。

例) 提供時間を8時～18時とした場合

- ① 8時～10時、②10時～12時、③12時～14時、④14時～16時、⑤16時～18時
- ② 午前の時間帯のみ、又は午後の時間帯のみの提供も可能とする。
- ③ 30分単位の時間設定も可能とする。
- ④ 保護者の希望に応じて、実際の提供時間を2時間以内とすることは可能とするが、その際の利用者負担については、実際の提供時間に応じた額とすること。

(8) 受入の判断

1回の利用可能枠において、利用定員の範囲内の利用申請があった場合には、申請があったこどもを受け入れなければならない。ただし、職員配置及び施設の機能等の正当な理由により受入が困難な場合には、その具体的理由とともに、千歳市にその旨を報告すること（正当な理由の判断は、千歳市が事業所及び利用者の状況を総合的に判断して行う。）。

(9) 給食の提供

- ① 事業者の判断において提供の有無を決定する（弁当等を持参させる方法も可能）。
- ② 提供する場合は、非在園児への食事提供は一層配慮が必要であることを考慮し、こどもの状態及び保護者の希望を丁寧に確認するほか、衛生管理及び栄養管理、個々の離乳等の状況に応じた対応等、適切な実施体制を確保すること。
- ③ 食物アレルギーを有するこどもについては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）」（平成31年4月厚生労働省）を参照し、医師の診断及び指示に基づいて対応する。
- ④ 外部搬入による提供も可能とするが、その際は次の要件を全て満たすこと。また、外部搬入を行うことができる者は次のとおりとする。

《外部搬入による提供を行う際の要件》

- ア 利用するこどもに対する食事の提供の責任が乳児等通園支援事業者にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- イ 乳児等通園支援事業所又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- ウ 調理業務の受託者を、乳児等通園支援事業者による食事の提供の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- エ 利用するこどもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用するこどもの食事の内容、回数及び時期に適切に応じることができること。
- オ 食を通じた利用するこどもの健全育成を図る観点から、利用するこどもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

《外部搬入を行うことができる者》

- ア 乳児等通園支援事業所と一体的に運営されている保育所等
- イ 乳児等通園支援事業所と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業所若しくは事業所内保育事業所、社会福祉施設、医療機関等

(10) 利用者負担

- ① 利用するこども1人1時間当たり 300 円を標準として、実施施設が設定した額を利用料金として保護者から徴収する。
- ② 令和7年度については、次に掲げる世帯の保護者負担を事業者の判断において減免することができる。ただし、令和8年度以降の取扱いは、国の考え方が示されていないため変更となる可能性がある。

世帯区分	減免割合
生活保護世帯	全額減免
市民税非課税世帯	8割減免
市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯	7割減免
要支援・要保護のこどもがいる世帯	5割減免

- ③ 利用料金に加えて、給食費・おやつ代等の実費負担については、保護者同意（書面をもって行うこと）の上、実施施設が定めた金額を徴収することができる。

(11) 利用キャンセルがあった場合について

千歳市が定めるキャンセルポリシーに則り適切に対応するものとする。

なお、内容については、利用開始前に保護者同意を得ること（書面をもって行うこと）。

(12) 広域利用について

令和7年度については、認めないものとする。

※ 令和8年度以降の受入れについては、あらためて事業者へ通知等する。

(13) こどもの受入に当たっての留意点

- ① 集団におけるこどもの育ちに着眼した支援計画を必要に応じて作成し、日々の保育の状況を記録するものとする。
- ② 利用対象のこどもの保護者に対して、必要に応じて面談や子育てのアドバイスを行うほか、実際に保育の様子を見てもらう機会を設けるよう努めるものとする。
- ③ 配慮が必要な家庭へのかかわりについて
 実施施設は、利用するこどもの家庭が、配慮が必要であると確認した場合については、千歳市に報告するとともに、千歳市と協力し、関係機関との連携に努めるものとする。
 （注）配慮が必要な家庭とは以下を想定している。
 - ・ひとり親家庭
 - ・生活保護世帯
 - ・虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
 - ・こどもが障がいや医療的ケアを必要とする場合
 - ・その他、保護者やきょうだい児の疾病・障がいの状況を考慮する場合
- ④ 乳児等通園支援事業の利用中に賠償すべき事故が発生した場合には、事業者は速やかに損害賠償を行うものとする（実施施設は、損害賠償保険の加入を検討すること）。

6. 設備基準及び職員配置

実施方法	設備基準	職員配置
一般型	≪乳児室≫ ・0・1歳児1人1.65㎡以上 ≪ほふく室≫ ・0・1歳児1人3.3㎡以上 ≪保育室又は遊戯室≫ ・2歳以上児1人1.98㎡以上 ≪便所≫ ・0・1歳児が利用する場合に必須	≪乳児等通園支援従事者の配置≫ ・0歳児 3人につき1人配置 ・1・2歳児 6人につき1人配置 ・原則2名以上を専従配置※ ¹ ・従事者の1／2以上は保育士 ≪資格≫ ・保育士 ・千歳市等が行う研修の修了者※ ²
余裕活用型	・乳児等通園支援事業を行う施設ごとの設備基準	・「実施施設の在園児数」と「乳児等通園支援事業を利用するこどもの数」を合計した年齢別の人数に応じて、必要な数の保育士を配置 （乳児等通園支援事業のための専従職員の配置は不要）

※1 年齢別の配置基準に基づく乳児等通園支援従事者の人数が1人となる場合、次の条件下においては専従職員を1名とすることができる。

なお、専従職員が通常保育や一時預かり事業の従事者を兼務する場合は対象経費を適切に区分・管理するほか、各事業で専従要件がある場合は同一時間帯に複数の事業を兼務することはできない。

ア 教育・保育施設と一体的に事業を実施する場合に、当該教育・保育施設で保育その他子育て支援に従事する職員による支援を受けることができ、かつ、乳児等通園支援事業の専従職員1名が保育士であるとき。

イ 乳児等通園支援事業を利用するこどもが3人以下である場合に、在園児と同じ居室で乳児等通園支援事業が実施され、在園児の保育にあたる保育士による支援を受けることができるとき。

※2 保育士以外の者が修了すべき研修については、次のいずれかとする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成環第111号・こ支家第189号）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」に基づく子育て支援員研修（基本研修及び「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修）

イ 「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（令和6年3月30日こ成事第350号）の別添4「多様な保育研修事業実施要綱」に基づく家庭的保育者等研修

※ 国において乳児等通園支援事業向け新コースの設定を検討中（令和8年度以降）

7. 補助基準額

利用する子ども 1 人につき次の額を補助する（1 人 1 時間あたり単価）。

名称	要件	補助額
①基本分	0 歳児	1,300 円
※4/1 現在の満年齢	1 歳児	1,100 円
	2 歳児	900 円
②障がい児加算	次のいずれかに該当し、かつ、配置基準以上の乳児等通園支援従事者を配置した場合に加算する。 (1) 障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障がい者保健手帳）の交付を受けている子ども (2) 特別児童扶養手当の支給を受けている子ども (3) 医療機関で診断を受け、継続して通院している子ども (4) 障害児通所支援受給者証を所持し、障害児通所支援事業所を継続利用している子ども	400 円
③要支援家庭加算	千歳市子ども家庭センターによるサポートプランの作成の対象となっている子どもを受け入れる場合に加算する。	400 円
④医療的ケア児加算	医療的ケアを必要とする子どもを受け入れ、かつ、看護師等や喀痰吸引等研修（（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 11 条第 2 項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した乳児等通園支援従事者等、医療的ケアの特性に対応できる者を配置した場合に加算する。	2,400 円
⑤減免分補助	利用料を減免した場合に減免相当額を補助する。	
	①生活保護世帯	利用料×10/10
	②住民税非課税世帯	利用料×8/10
	③住民税所得割合算額 77,101 円未満の世帯	利用料×7/10
	④要支援家庭加算の適用を受ける世帯	利用料×5/10
	⑤千歳市が子ども及び保護者の心身状況や養育環境を踏まえ、負担額を軽減することが適当と認める世帯	利用料×5/10

※ 30 分単位の利用可能枠を設定する場合は、1 時間当たりの単価に 1 / 2 を乗じて算出する（例：0 歳児が 2 時間 30 分利用した場合、1,300 円×2.5 時間で算出）。

※ 当日キャンセルにより利用しなかった場合は、利用予定時間分の利用があったものとして補助金を交付する。

※ ②～④の加算について、複数の加算に該当する場合においても同時算定はできないので、いずれか一つを適用するものとする。

8. 応募方法

(1) 申込書類及び提出部数

- 千歳市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）実施申請書（様式1） 1部
 - 千歳市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）事業計画書（様式2） 1部
 - 千歳市こども誰でも通園制度面積・人員基準確認表（様式3） 1部
 - 収支計画書（様式4） 1部
 - 建物の平面図（本事業を実施する区画を明示すること） 1部
- ※ このほか、必要に応じて追加の書類提出を求めることがある。

(2) 提出場所

〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地（市役所第2庁舎1階3番窓口）

千歳市こども福祉部こども政策課（こども施策推進担当）

電話 0123-24-0341

FAX 0123-23-6700

e-mail kodomoseisaku@city.chitose.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年5月30日（金）

(4) 提出方法

持参（土日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）、郵送（提出期限前日の消印有効）又はe-mailによることとする。

9. 事前協議

新たに施設を整備・増築し、事業を実施する意向がある事業者については、設備の基準適合状況等を確認するため、事前の協議を行うこと（事前協議がない場合、新たな施設整備・増築等は認めない。）。

事前協議に当たっては、電話で日時を予約の上、事前協議日の7日前までに次の書類を8（2）に記載の担当部署にFAX、e-mail、郵送のいずれかの方法で提出すること（必着）。

【提出書類】

- 事前協議受付票
- 建物の平面図（乳児等通園支援室の面積等がわかるもの）

10. 事業者の選定方法

事業者の選定は、提出された申請書類により行う（書面審査）。ただし、新たな施設整備等を伴って事業を実施する事業者及び低年齢児（0歳～2歳）の受入実績がない事業者に対

しては、別にヒアリングを行う場合がある。ヒアリングを行う場合の詳細は個別に対象の事業者へ通知する。

11. 評価（選定）の視点

事業者の選定に当たっては、提出された申請書類を本要領の別表（P10）に示す「評価の視点」に沿って評価する。

12. 選定結果の通知

事業者の選定後、その結果について速やかに申請があった全事業者に対して通知する。

なお、選定結果に関する質疑については、原則として回答しない。

13. 認可申請手続き

評価の結果、実施事業者として選定された場合は、千歳市の指示に従い乳児等通園支援事業の認可に係る手続きを進めるものとする。

なお、認可の可否については、千歳市子ども・子育て会議において審議した上で決定する。

《一般型（在園児合同）で認可を受けようとする場合の留意点》

保育室の面積について、本体施設（保育所等）で既に認可を受けている保育室の面積を、本制度で必要となる保育室の面積として重複認可することができない旨、国から Q&A が発出されていることから、本体施設（保育所等）の認可変更が必要となる（保育所等における保育室の面積の減少）。その場合、通常保育における弾力運用による受入れに影響が生じるので留意すること。

14. スケジュール

項目	実施期間・期日
令和7年4月30日(水) ～5月30日(金)	実施事業者の公募
6月上旬～中旬	応募書類の審査、事業者の選定、選定結果通知
6月中旬～7月上旬	認可申請手続き
7月中旬	子ども・子育て会議への意見聴取
7月下旬	事業者認可
8月～	事業開始

15. 応募に当たっての留意事項

- (1) 応募に係る一切の費用は、応募者が負担するものとする。
- (2) 応募内容は、千歳市との協議により、内容の変更を求めることがある。

- (3) 事業の全部を第3者に委託することは禁止する。
- (4) 認可を受けた事業者に対しては、令和8年度からの本格実施を見据えた制度設計の参考とするため、適宜アンケート・ヒアリング調査等を令和7年度中に行う予定である。

【千歳市こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）実施施設 評価の視点】

No	評価項目	評価の視点
1	本制度への基本的理解	・制度の趣旨を理解し、こどもの成長の観点や保護者にとっての育児負担軽減等に資する内容となっているか。
2	受入年齢に応じた事業実績	・本制度の利用対象となる0歳6か月～満3歳未満のこどもの受入に係る実績が十分にあるか。 ・低年齢児の受入実績がない事業者にあっては、十分な受入体制（職員配置、職員の資質向上の取組等）が整備されていると認められるか。
3	要支援家庭への支援体制	・利用中に把握した配慮が必要と思われる家庭とその保護者に対する支援体制が具体的に示されているか。
4	受入可能日・時間	・十分な利用可能時間を確保できているか。
5	職員体制	・安定的に乳児等通園支援事業を実施できる職員体制・フォロー体制が整っているか。 ・職員の資質向上に関する具体的な取組が示されているか。
6	危機管理対応について	・利用するこどもに対しての危機管理対応について具体的な方針が示されているか。
7	利用料金について	・利用料金やその他の料金について、合理的な設定がなされているか。